

◎「①介護保険課作成の平成 24 年 12 月 27 日付け文書」を廃棄する理由

「①介護保険課作成の平成 24 年 12 月 27 日付け文書」は、同月 5 日の事業所みらいが行った解約について、阪南市介護保険課が当該事業所の一方的な解約理由のみを聞き取り、みらいのとした解約を無理やり正当化するために作成した文書であります。さらに、この詳細については、「⑥平成 25 年 7 月 11 日付け、介護保険課長文書」に記載いたしました。

以上の理由により、弓場様に変なご迷惑をおかけしました「①介護保険課作成の平成 24 年 12 月 27 日付け文書」を廃棄いたします。